

住宅改修申請に関する注意事項

介護保険では、対象となる住宅改修に対して、定められた限度額の範囲内で給付を受けることができます。**なお、給付を受けるにあたっては、工事前の申請が必要です。**

1 対象となる工事

① 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防、移動もしくは移乗動作を円滑にすることを目的として設置するものです。手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものです。

なお、複合的な用途を持つ手すりについては手すり以外の部分は給付対象外となりますのでご注意ください。

(ペーパーホルダー付き、柵付き、シャワーフック付きなど)

※ 福祉用具貸与に掲げる「手すり」に該当するものは除きます。

② 段差の解消

居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するための住宅改修です。

※ 昇降機、リフト、段差解消機等動力による段差を解消する機器を設置する工事は除きます。

※ 福祉用具貸与による「スロープ」、福祉用具購入による「浴室すのこ」を置いての段差解消は除きます。

③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

具体的には、居室や浴室での滑りにくい床材への変更、車いすでの移動の円滑化のための床材変更、通路面での滑りにくい舗装材への変更等が想定されます。 ※ 滑りの防止を目的とした床材変更の場合は防滑効果のある床材の使用が必要です。

④ 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、扉の撤去、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。

※ 自動ドア仕様の引き戸に取り換えた場合、自動ドアの動力の部分は給付対象にはなりません。

※ 扉の新設をする場合は、扉の取替えより安価で行える場合にのみ認められる場合があります。

⑤ 洋式便器等への便器の取替え

和式便器の洋式便器への取替え。

和式便器から暖房便座、洗浄機能等が付加されている洋式便器への取替えは含みますが、既に洋式便器である場合にこれらの機能等の付加は含みません。

⑥ その他 1から5の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

1. 手すりの取付けのための下地補強

2. 浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水工事

（なお、電気工事等は対象になりません）、スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置

3. 床材の変更のための下地の補修や根太の補強又は通路面の材料の変更のための路盤の整備

4. 扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事

5. 便器の取替えに伴う給排水工事（水洗化又は簡易水洗化に係るものを除きます。）便器の取替えに伴う床材の変更等

2 給付方法

給付を受ける方法は2種類あります。どちらかをお選びいただきます。

償還払い	被保険者が工事費用を事業者に一度全額を払ったのち、後日、区が保険給付分を本人に支払います。
受領委任払い	区の受領委任払い協定締結事業者を利用することにより、工事後の支払いを支給限度額範囲の自己負担分のみで利用できます。 保険給付分は、後日、区から事業者へ直接支払われます。

※「港区介護保険住宅改修費受領委任払い制度協定締結事業者名簿」は
介護保険課介護給付係窓口及び各地区高齢者相談センターにて配布しています。

3 受領委任払いを利用するための要件

次の要件全てに該当することが必要です。

- ① 依頼予定の住宅改修事業者が、港区と受領委任払い協定を締結していること。
- ② 被保険者（申請者）が、当該改修に対して、受領委任払いによることに同意していること（受領委任届への同意の記入が必要です）。
- ③ 被保険者（申請者）が、港区受領委任払い事業者に対して自己負担分の支払いを済ませること。
- ④ 被保険者（申請者）が、介護保険料の滞納による給付制限を受けていないこと。

4 申請書類の提出

※ 申請書類は港区介護給付係窓口のほか、港区公式ホームページでもダウンロードできます。

工事前提出書類

償還払いの場合

- ① **介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書**
- ② **住宅改修理由書**…介護支援専門員または福祉住環境コーディネーター 2 級以上の資格を持つ人が作成したもの
- ③ **工事費見積書**…住宅改修事業者が作成したもの
工事箇所、内容及び規模を明記し、材料費、施工費、諸経費、介護保険対象内・対象外の別等が適切に区分されているもの（参考様式参照）
- ④ **平面図**（工事箇所、施工場所、設置箇所等を記入したもの）
住宅改修事業者が作成したもの
- ⑤ **住宅改修承諾書**（利用者及びその家族が住宅の所有者でない場合のみ）
（参考様式参照）
- ⑥ **住宅改修前の状況がわかる写真**
改修箇所毎、日付がわかるもの（写真の中に日付をいれること）
手すりの取り付けの場合は設置位置を写真の中に記載すること
- ⑦ **港区介護保険給付費等振込口座（変更）届**

受領委任払いの場合

- ① **介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書**
- ② **港区介護保険住宅改修費給付金の受領委任届**
- ③ **住宅改修理由書**…介護支援専門員または福祉住環境コーディネーター 2 級以上の資格を持つ人が作成したもの
- ④ **工事費見積書**…住宅改修事業者が作成したもの
工事箇所、内容及び規模を明記し、材料費、施工費、諸経費、介護保険対象内・対象外の別等が適切に区分されているもの（参考様式参照）
- ⑤ **平面図**（工事箇所、施工場所、設置箇所等を記入したもの）
住宅改修事業者が作成したもの
- ⑥ **住宅改修承諾書**（利用者及びその家族が住宅の所有者でない場合のみ）
（参考様式参照）
- ⑦ **住宅改修前の状況がわかる写真**
改修箇所毎、日付がわかるもの（写真の中に日付をいれること）
手すりの取り付けの場合は設置位置を写真の中に記載すること

作成にあたっての注意事項

□ 介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書

□ 港区介護保険住宅改修費給付金の受領委任届

□ 住宅改修理由書

- ・担当ケアマネジャーがいる場合でも福祉住環境コーディネーター2級以上の人が作成することはできますが、その場合は必ず担当ケアマネジャーと連携して住宅改修を進めてください。
- ・その場合は、必ず住宅改修理由書の裏面「担当介護支援専門員との連携」欄に、担当ケアマネジャーとの連携状況について簡潔にご記入ください。
（なお、担当ケアマネジャーがいない場合「担当介護支援専門員との連携」欄の記入は不要です。）

□ 工事費見積書

- ・住宅改修事業者が作成してください。工事箇所毎に内容及び規模を明記し、材料費、施工費、諸経費、介護保険対象内・対象外の別等を区分してください。（参考様式参照）
- ・見積書の宛名は被保険者本人のフルネームで記載してください。
- ・住宅改修事業者の代表者印は必ず押印してください。
- ・床材の変更の場合は防滑効果の有無を調べるため、床材のメーカー名、型番等を見積書に記入してください。（カタログの写し等を提出していただく場合もあります。）

□ 平面図

住宅改修事業者が作成してください。

工事箇所、施工箇所、設置場所等、工事内容がわかるように記入してください。

□ 住宅改修の承諾書

被保険者本人及びその家族が所有者でない場合に提出していただきます。

都営住宅・区営住宅・公団住宅等については、管轄の部署に申請後、承諾書等の原本又はコピーを提出してください。（原本の場合は、確認後、ご本人あてに返送します。）

□ 港区介護保険給付費等振込口座（変更）届

- ・被保険者本人の口座に限ります。
- ・ゆうちょ銀行で申請する場合は、振込口座用の店名・預金種目・口座番号（7ケタ）が必要です。
- ・届出書の認印は、通帳印でなくてもかまいません。

□ 全ての提出書類共通

- ・申請書の訂正は、申請者の印が必要です。
申請金額及び申請者欄等を訂正する場合は、二重線及び利用者本人印による訂正をお願いします。
- ・修正液による訂正はできません。
- ・消えるボールペンは使用できません。

□ 工事前写真

- ・改修箇所毎に、写真の中に日付を入れた、改修工事前の写真をご用意ください。
- ・日付については、カメラの日付入れ機能、若しくは紙やボードに日付を書いて、写真の中に一緒に入れて写してください。（その場合は現像したときに、日付がはっきりわかるようにしてください）
- ・また、写真をみて判断することもありますので、写真のサイズは小さくなりすぎず、改修箇所全体がわかるように写してください。
- ・浴槽の交換等「段差解消」工事の場合は、工事前と工事後の段差の違いがわかるよう、メジャー等も入れて写してください。
- ・床材の変更の場合は変更する床面すべてを写真に撮ってください。全体の写真の他に、場合によっては床面の拡大写真が必要になります。（その場合は一部分で構いません）
- ・扉の交換の場合は扉全体を写してください。写真が複数枚に分かれても構いませんが、途中で切れている写真は不可です。

工事後提出書類

償還払い

- ① **領収証**（原本、利用者名がフルネームで記載されていることが必要です）
- ② **工事費内訳書**
- ③ **住宅改修後の状況がわかる写真**（写真の中に日付をいれたもの）

受領委任払い

- ① **港区介護保険住宅改修受領委任払い受給者負担額領収証**
- ② **工事費内訳書**
- ③ **住宅改修後の状況がわかる写真**（写真の中に日付をいれたもの）

作成にあたっての注意事項

□ 領収証（償還払いの場合）

- ・宛名は被保険者名をフルネームでご記入ください。（被保険者本人の介護保険のサービスとなるため）
- ・原本をご提出ください。（区の事務処理終了後、領収証は被保険者本人に返却します。）
- ・工事の金額に応じて、収入印紙を貼ってください。（工事業者が別途税務署に申告する場合は必要ありません）

□ **港区介護保険住宅改修受領委任払い受給者負担額領収証（受領委任払いを利用する場合）**

（1）港区所定の様式を使う場合

- ・日付は領収日です。
- ・領収金額は、被保険者が負担した金額（＝受給者負担額）です。
- ・介護保険住宅改修工事費用（A）は、工事金額申請額です。
- ・領収人名については、社名・代表者肩書・代表者氏名まで記入してください。
- ・印鑑は代表者印を押印してください。

（2）住宅改修事業者が発行したものを使う場合

- ・上記の領収証の注意事項のほか、備考欄に費用の総額及びそのうちの負担割合であることを明記してください。

※ 領収金額は、介護保険負担割合証の負担割合となりますので必ず最新の「介護保険負担割合証」をご確認ください。

□ **工事費内訳書**

- ・住宅改修事業者が作成してください。工事箇所毎に内容及び規模を明記し、材料費、施工費、諸経費、介護保険対象内・対象外の別等を区分してください。（参考様式参照）
- ・内訳書の宛名は被保険者本人のフルネームです。
- ・工事内容に変更がなければ、工事見積書の表題を工事内訳書に変更していただいたものでも結構です。

□ **工事後写真**

- ・改修箇所毎に、写真の中に日付を入れた、改修工事後の写真をご用意ください。
- ・日付については、カメラの日付入れ機能、若しくは紙やボードに日付を書いて、写真の中に一緒に入れて写してください。（その場合は現像したときに、日付がはっきりわかるようにしてください）
- ・また、写真をみて判断することもありますので、写真のサイズは小さくなりすぎず、改修箇所全体がわかるように写してください。
- ・浴槽の交換等「段差解消」工事の場合は、工事前と工事後の段差の違いがわかるよう、メジャー等も入れて写してください。
- ・床材の変更の場合は変更した床面すべてを写真に撮ってください。全体の写真の他に、場合によっては床面の拡大写真が必要になります。（その場合は一部分で構いません）
- ・扉の交換の場合は扉全体を写してください。写真が複数枚に分かれても構いませんが、途中で切れている写真は不可です。

5 よくある問合せ

Q. 被保険者が現在入院（施設入所）しており、まもなく退院する予定ですが、住宅改修をすることはできますか？

入院中に、住宅改修費が支給されることはありません。

しかし、退院日に向けて予め改修する必要がある場合は、事前に区に確認したうえで住宅改修の申請は可能です。なお、給付は退院後になります。

A. そのため退院できなかった場合は、事前申請していても給付されませんのでご注意ください。
介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等を退所し自宅に戻る場合も同じです。

※ これらの場合も、工事前の申請が必要ですのでご注意ください。

Q. 被保険者が親族の住宅に住んでいる場合、介護保険の住宅改修をすることはできますか？

A. 介護保険の住宅改修は、住民登録がある住所地での改修が対象になります。
親族の住宅であっても住民登録がされていれば、介護保険の住宅改修の対象になります。

.....
これ以外にも、何かご不明な点等がありましたら事前に**介護保険課介護給付係**までお問い合わせください。

6 利用相談について

契約しているケアマネジャー、高齢者相談センター及び介護保険課介護給付係等にご相談ください。

高齢者相談センター

住所				受付窓口
芝 西新橋 芝公園	東新橋 浜松町 虎ノ門	新橋 芝大門 愛宕	海岸1丁目 三田1～3丁目	芝地区高齢者相談センター (芝地域包括支援センター) 住所：芝3-24-5 電話： 03-5232-0840
東麻布 南麻布 六本木	麻布台 元麻布	麻布十番 西麻布	麻布狸穴町 麻布永坂町	麻布地区高齢者相談センター (南麻布地域包括支援センター) 住所：南麻布1-5-26 電話： 03-3453-8032
元赤坂	赤坂	南青山	北青山	赤坂地区高齢者相談センター (北青山地域包括支援センター) 住所：北青山1-6-1 電話： 03-5410-3415
高輪	白金	白金台	三田4・5丁目	高輪地区高齢者相談センター (地域包括支援センター白金の森) 住所：白金台5-20-5 電話： 03-3449-9669
芝浦	港南	台場	海岸2・3丁目	芝浦港南地区高齢者相談センター (地域包括支援センター港南の郷) 住所：港南3-3-23 電話： 03-3450-5905

給付申請窓口・問合せ

港区保健福祉支援部介護保険課介護給付係

所在地 〒105-8511 港区芝公園1-5-25 港区役所 2階
月～金（祝日を除く）8：30～17：00

TEL：03-3578-2111 内線2876～2880

FAX：03-3578-2884